この冬の除雪はこうなります

245㎞の計画

町では、今冬の町道除雪路線を定めました。
除雪は、市街地の生活道路から始め、次に主要道路、その他の道路と順次作業を行います。歩道の除雪は、通学路を優先に行います。
快適な冬を過ごすため、除雪には皆さんのご理解とご協力が必要です。

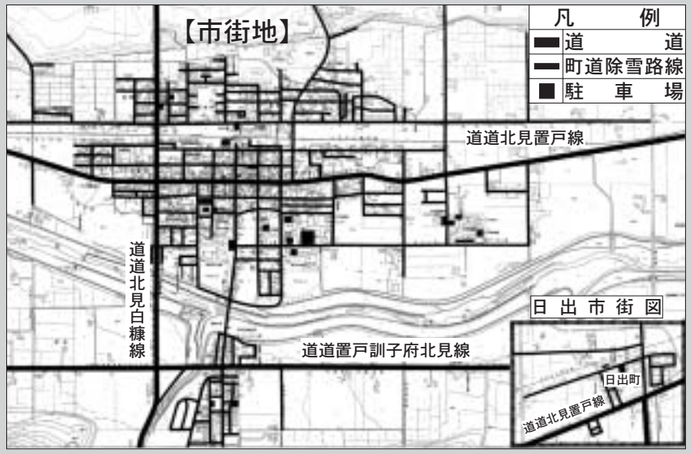

雪捨て場の位置

平成19年度訓子府町除雪路線図

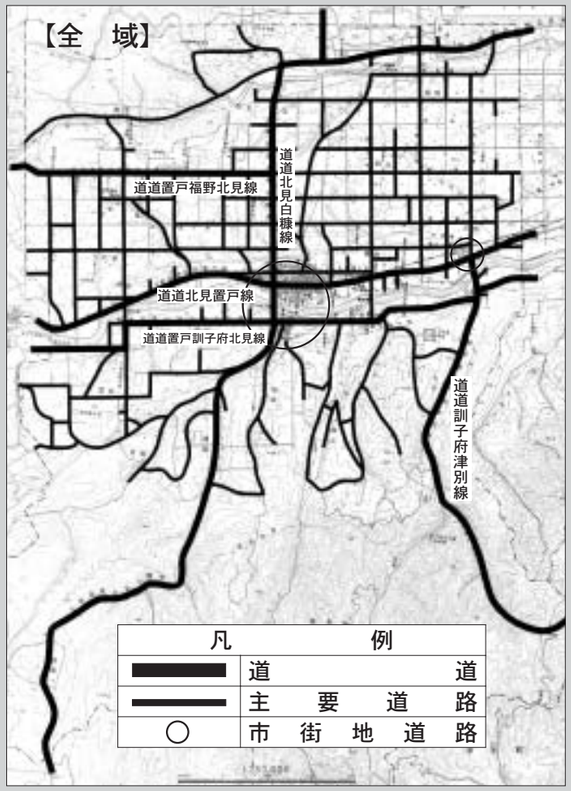

除雪作業にご協力を

■深夜から早朝に除雪・排雪

交通量や事故防止などの安全性を考え、深夜から早朝に除雪・排雪を行う場合があります。エンジン音や振動などで、ご迷惑をおかけすることがあります。

■路上駐車はやめましょう

路上駐車は、除雪作業の支障となるだけでなく、その地域の除雪が遅れることになりますので、やめましょう。

■各家庭や店舗前の雪処理にご協力を

限られた時間の中で、除雪作業を行うため、除雪車が通ったあとの各家庭や店舗前の雪を取り除くことは困難な状況ですので、ご協力をお願いします。

■車道への雪出しはやめましょう

除雪したあとの道路に雪を捨てると、除雪の効果がなくなるばかりか、わだちができて交通障害や事故の原因になりますので、道路には絶対雪を出さないでください。

■排雪は指定の場所へ

市街地の排雪は、積雪量や歩道の状況を見ながら行います。雪捨て場は、穂波橋の南側にある旧実郷運動広場と穂波橋左岸下流河川敷地に指定しています。

農業用廃プラスチック類一斉回収

本年２回目（最終）の一斉回収を以下のとおり実施します。

下表の受入区分ごとにトラックスケールなどを用いて排出者ごとに排出重量を計測することになります。

そのため、庭先でのトラックへの積み込みの際、受入場所でスムーズに荷降ろしできるように受入区分ごとに分けて順番に積載するなどの注意が必要です。

■受入日時　11月９日㈮９時から15時まで
（※12時から13時を除く）

朝は混雑が予想されますので、午後からの搬入をお勧めします。

■受入場所　小麦乾燥貯蔵施設計量棟前（穂波）

■受入区分・荷姿など

下表の①、②、③については、処理委託先が異なるため、必ず分別の上、指定された荷姿で排出願います。また、**排出するすべての梱包物に「農協名および氏名」を記入した荷札を付けてください。**

■その他

受入区分の詳細やその他一斉回収に関するお問い合わせは、**ＪＡきたみらい訓子府支所営農企画課（☎47-4824）**までお願いします。

受入区分	左の具体例	荷　姿	重量測定
①塩化ビニール	「農ビ」マークのあるハウス用ビニールなど	新聞程度の大きさになるよう折りたたみ、重ねて必ずヒモでしばること。1個の重さの目安は20㎏程度	トラックスケール
②農ポリ（ポリオレフィン）	POフィルム、農ポリ、マルチポリ、ラップフィルム、肥料袋、洗浄済農薬空容器（ポリに限る）など	フレコンに入れ排出。ただし、フレコン１個の重さの目安は100㎏程度（③とは別のフレコンに）農薬空容器（ポリ）は水で３回以上洗浄したものに限り排出可	トラックスケール
③農薬空容器（洗浄していない）	農薬・除草剤の空容器（空きビン、空き袋、ポリ容器、アルミハク容器）	フレコンに入れ排出（②とは別のフレコンに）	台秤（はかり）

農家地区の水洗化事業希望を受け付け

町では、平成11年度から農家地区のし尿と台所・風呂・洗濯水などの生活雑排水を処理するため、各家庭に合併浄化槽を設置する「個別排水処理施設整備事業」を実施しています。

合併浄化槽の設置と維持管理は町が行いますが、浄化槽を利用される方に設置費用の一部（受益者分担金・５万円）と保守点検などの維持管理費用として、毎月の使用料をお支払いいただきます。浄化槽にかかる電気料金も、利用者負担となります。

トイレなどの改造費や浄化槽までの排水設備工事費（平均約74万円）は、個人負担となりますが、５万円の補助、または、50万円までの無利子の貸付制度を設けていますのでご利用ください。ただし、新築住宅は対象となりません。

浄化槽設置に支障となる庭木などの移設や、既存の単独浄化槽の撤去費用などは、所有者のご負担となります。

○申込方法

平成20年度に設置を希望される方は、役場建設課または、10月号広報折り込み（実践会地区のみ）の申込書に必要事項を記入しお申し込みください。

○申込期限　11月30日㈮

アグリクン（し尿汚泥肥料）の利用者を募集

「アグリクン」とは、農業集落排水管理センターから出る脱水汚泥で、肥料取締法の規定に基づく農林水産大臣登録肥料です。

含水率85％程度の粘土状で、窒素・りん酸・カリなどの肥料成分が含まれていることから、農地還元利用されています。

利用は無料で、畑までの運搬は町が行います。搬入先の除雪などを行っていただける方で、利用量の多い方を優先させていただきます。

■申込み問合せ　建設課（☎47-2118　役場１階 窓口４番）